賞じゅつ金の授与

消防団員、水防団員及び消防吏員が、消防業務又は水防業務に従事するに当たり一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、又は障害の状態となった場合に、その功労に報いるとともに、功績をたたえ、賞じゅつ金を支給します。

(平成29年4月1日現在)

1 共同処理団体

31 団体(18 市、8 町村、5 一部事務組合)

| 市 | 町村 |
|--|-----------------|
| 新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、 新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村 上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、 阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市 | |
| | 事務組合、燕・弥彦総合事務組合 |

2 賞じゅつ金の支給額

| 賞じゅつ金の種類 | 支給額 | 支給額決定の基準 |
|------------|-----------------|-----------------|
| 殉職者賞じゅつ金 | 490 万円~2,520 万円 | 功労の程度による |
| 障害者賞じゅつ金 | 190 万円~2,060 万円 | 障害の等級、功労の程度による |
| 殉職者特別賞じゅつ金 | 3,000 万円 | 功労が特に抜群と認められる場合 |